

資料 1

香川県指定 金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区
特別保護地区計画書（案）

【指定】

平成 30 年 月 日

香川県

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

仲多度郡琴平町川西 892-1 (別図のとおり)

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 15 日から平成 40 年 11 月 14 日まで (10 年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当該区域は、琴平町にある象頭山（標高 538m）の東斜面に位置している。象頭山は、讃岐平野の特徴である景観を形作っているメサ地形（卓状溶岩台地）であり、金刀比羅宮の社叢として古来より厳格な管理・施業がなされてきたことから、動植物相が極めて豊富で、「香川県レッドデータブック」に掲載されているアカショウビンやサンコウチョウなどが観察されているほか、小鳥類も豊富に見られ、野生動物の保護上重要な地域である。

その全域がこれら多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な地域であることから、鳥獣保護区として存続期間を更新するとともに、特別保護地区として指定するものである。

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積

総面積 145ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 145ha

イ 所有者別内訳

社寺有地 145ha

{	制限林	131ha	{	保安林	131ha
	普通林	14ha		(砂防指定地	4ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 特別地域 127ha（名称：瀬戸内海国立公園 象頭山）

文化財保護法による地域 145ha（名称：名勝及び天然記念物 象頭山）

4 鳥獣保護区特別保護地区における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

県の南西部の善通寺市、三豊市、仲多度郡琴平町、仲多度郡まんのう町にまたがる象頭山の東斜面に位置している。

イ 地形、地質等

象頭山は、標高 538m のメサ地形である。

地質は、ほとんどが花崗岩で、頂上付近は讃岐岩質安山岩で形成されている。

ウ 植物相の概要

シダ植物以上でも 900 余種に及び、クスノキ、アラカシ、ツブラジイ、ヤブニッケイ等の広葉樹とモミ、ヒノキ、スギ等の針葉樹が混交している。

エ 動物相の概要

36 科 86 種の鳥類、12 科 19 種の獣類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ヤマドリ、キジ、コジュケイ、キジバト、アオバト、カワウ、ヨシゴイ、ゴイサギ、ホトトギス、ツツドリ、カッコウ、アマツバメ、ヒメアマツバメ、ミサゴ、ハチクマ、トビ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、オオコノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、カワセミ、コゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、リュウキュウサンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キクイタダキ、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、メボソムシクイ、センダイムシクイ、メジロ、オオヨシキリ、キレンジャク、ゴジュウカラ、ミソサザイ、ソウシチョウ、ムクドリ、トラツグミ、マミチャジナイ、シロハラ、アカハラ、ツグミ、コマドリ、ハリビタキ、ジョウビタキ、エゾビタキ、コサメビタキ、キビタキ、ムギマキ、オオルリ、カヤクグリ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ハギマシコ、ベニマシコ、ウソ、シメ、イカル、ホオジロ、ミヤマホオジロ、アオジ、クロジ

イ 獣類

ヒミズ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、スミスネズミ、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、テン、イタチ、ノネコ、イノシシ、ニホンジカ

※下線を付したものは、今回新たに生息を確認した鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内において、イノシシによる農作物被害等のため、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域内に、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区案内板 1 基
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 2 本